

参 考 資 料

男女共同参画社会基本法	58
新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	61
新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）策定の経過	63
男女平等推進施策調整会議設置要綱	65
男女平等社会推進審議会委員名簿	68
男女共同参画に関する行政関係年表	69

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国

際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第2項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

[第4条 総理府設置法の一部改正 略]

附 則(平成11年7月16日法律第102号) [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に関わらず、その日に満了する。

一から十まで [略]

十一 男女共同参画審議会 [後略]

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) [抄]

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。[後略]

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

平成14年3月28日公布
新潟県条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第23条）

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会（第24条—第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根強く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる男女平等社会の形成が緊要な課題となっている。

ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会の形成男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であることを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（差別的取扱いの禁止等）

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（基本計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かななければならない。

2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第10条** 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。
(広報、啓発活動等)
- 第11条** 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(教育の推進)
- 第12条** 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。
(産業の分野における環境の整備)
- 第13条** 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。
(財政上の措置)
- 第14条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(推進体制の整備)
- 第15条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。
(年次報告)
- 第16条** 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。
(調査及び研究)
- 第17条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。
(市町村との協力)
- 第18条** 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(県民等の活動に対する支援)
- 第19条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(報告の徴収等)
- 第20条** 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。
(附属機関における委員の構成)
- 第21条** 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。
(相談の申出)
- 第22条** 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。
2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。
3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、男女平等推進相談員を置くものとする。
4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。
(施策に関する苦情の申出)
- 第23条** 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。
2 県は、前項の規定による苦情の申し出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

- 第24条** この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。
(組織)
- 第25条** 審議会は、委員20人以内で組織する。
2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。
(1) 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないこと。
(2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。
(任期)
- 第26条** 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
(会長)
- 第27条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
(会議)
- 第28条** 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)
- 第29条** 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
(公開)
- 第30条** 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
(庶務)
- 第31条** 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。
(委任)
- 第32条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

- 第33条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第9条、第22条、第23条及び第3章の規定は、同年8月1日から施行する。
(検討)
- 2 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）策定の経過

〔平成 16 年度〕

- 平成 16 年 7 月 23 日
～ 8 月 19 日
- 男女共同参画に関する意識調査
新プラン策定の基礎資料として男女共同参画に関する県民意識を調査
・満 15 歳以上の男女個人 2,000 人
・有効回収率：45.5%
・平成 17 年 2 月調査報告書
- 平成 16 年 9 月 3 日
- 男女平等推進施策調整会議【注 1】
・次期男女平等推進プランの策定について
- 平成 16 年 9 月 21 日
- 男女平等社会推進審議会【注 2】
・新男女共同参画計画の策定について、男女平等社会推進審議会に諮問
・男女平等社会づくりに向けた県民意識調査（中間集計）
- 平成 17 年 2 月 8 日
- 男女平等社会推進審議会
・新男女共同参画計画について
- 平成 17 年 3 月 14 日
- 男女平等社会推進審議会
・新男女共同参画計画について
- 平成 17 年 3 月 29 日
- 男女平等社会推進審議会
・新男女共同参画計画について（素案）

〔平成 17 年度〕

- 平成 17 年 8 月 3 日
- 男女平等社会推進審議会
・新 男女平等推進プラン（仮称）の素案について
- 平成 17 年 9 月 14 日
- 男女平等推進施策調整会議
・新 男女平等推進プラン（仮称）の素案について
- 平成 17 年 11 月 14 日
- 男女平等社会推進審議会
・新 男女平等推進プラン（仮称）の素案について
- 平成 18 年 1 月 24 日
- 男女平等社会推進審議会
・男女平等推進プラン答申（案）について

平成 18 年 1 月 24 日 ○新男女共同参画計画について男女平等社会推進審議会から答申

平成 18 年 2 月 6 日 ○男女平等推進プラン（素案）に関する県民意見募集（パブリック・コメント）
～ 2 月 19 日 男女平等推進プラン（素案）に関する県民意見交換会
・長岡会場（2 月 10 日、長岡市立中央図書館）
・上越会場（2 月 14 日、上越市市民プラザ）
・新潟会場（2 月 16 日、新潟ユニゾンプラザ）

平成 18 年 3 月 ○新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）策定

【注 1：男女平等推進施策調整会議】

男女平等社会の形成に関する基本的な方針の検討及び施策の総合的な推進に関し、庁内調整を図るため設置したもので、知事を議長に、副知事、関係部局長 14 名で構成する。
《男女平等推進施策調整会議設置要綱は 65 ページ参照》

【注 2：男女平等社会推進審議会】

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例第 24 条に基づき設置したもので、当該条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の推進に関する重要事項を調査審議させるもので、有識者等 20 名で構成する。
《委員名簿は 68 ページ参照》

男女平等推進施策調整会議設置要綱

平成 13 年 7 月 23 日施行
(平成 13 年 8 月 8 日一部改正)
(平成 14 年 4 月 10 日一部改正)
(平成 17 年 4 月 1 日一部改正)

(設置)

第 1 条 男女平等社会の形成に関する県の施策を総合的に推進するため、男女平等推進施策調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 男女平等社会の形成に関する基本的な方針の検討及び施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し関係部局間の調整に関すること。
- (3) その他男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し、必要と認められること。

(構成)

第 3 条 調整会議は、別記 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充てる。

(職務)

第 4 条 議長は、調整会議の事務を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第 6 条 男女平等社会の形成に関する施策の推進に必要な事項について調査検討を行うため、調整会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査検討すべき事項に関係のある課長をもって構成し、県民生活・環境部男女平等社会推進課長が招集する。

(幹事会)

第 7 条 調整会議に付議する事項の調整及び調整会議で決定した事項の履行についての確認等を行うため、調整会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別記 2 に掲げる職にある者（その者が 2 人以上あるときは、その者のうちからその者の所属する課の課長が指名する者）をもって構成する。
- 3 幹事会には、幹事会の事務を統括する座長を置き、座長は、県民生活・環境部男女平等社会推進課長をもって充てる。

- 4 幹事会は、必要に応じて、座長が招集する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、県民生活・環境部男女平等社会推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月23日から施行する。(平成13年8月8日、平成14年4月10日及び平成17年4月1日一部改正)
- 2 女性政策推進連絡会議設置要綱(平成3年6月20日実施)は、廃止する。

別記 1 (第 3 条関係)

知 事
副知事
総務部長
総合政策部長
県民生活・環境部長
福祉保健部長
産業労働部長
農林水産部長
農地部長
土木部長
港湾空港局長
病院局長
企業局長
人事委員会事務局長
教育長
警察本部長

別記 2 (第 7 条関係)

総務部人事課長補佐
総務部財政課企画主幹
総合政策部企画課企画主幹
県民生活・環境部県民生活課企画主幹
県民生活・環境部男女平等社会推進課長
福祉保健部福祉保健課企画主幹
産業労働部産業政策課企画主幹
農林水産部農業総務課企画主幹
農地部農地管理課企画主幹
土木部監理課企画主幹
港湾空港局振興課企画主幹
病院局総務課長補佐
企業局総務課長補佐
人事委員会事務局総務課長補佐
教育庁総務課企画主幹
警察本部警務部総務課総務管理官

新潟県男女平等社会推進審議会 委員名簿

(平成18年3月現在)

氏 名	職 業 等
阿部 和子	公募委員
岩渕 浩	弁護士
大島煦美子	(財)新潟県女性財団理事長
岡元 眞弓	(株)きものブレイン副社長
小田 敏三	(株)新潟日報編集局次長
小池 清彦	加茂市長
牛腸 徳子	新潟県保育連盟代議員
小林真千子	情報労連N T T 労組県協議会特別幹事
小林 由美	公募委員
佐々木綾子	村上地域振興局健康福祉部医監
品田 宏夫	刈羽村長
鈴木フミ子	農村地域アドバイザー会長
○高橋 桂子	新潟大学教育人間科学部助教授
高橋 令子	公募委員
中島 正樹	公募委員
長瀬由美子	新潟労働局雇用均等室長
◎西埜 章	明治大学法科大学院教授
藤井 隆至	新潟大学大学院現代社会文化研究科教授
湧井 正剛	(社)新潟県経営者協会専務理事
渡辺 武	長岡市立宮内中学校長

◎ : 会長 ○ : 会長代行

(50音順、敬称略)

男女共同参画に関する行政関係年表

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催 ・世界行動計画を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室設置 	
1976 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年(1976年～1985年) 		
1977 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部青少年福祉課母子婦人係が婦人問題担当となる
1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会で女子差別撤廃条約採択 		
1980 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年中間年世界会議をコペンハーゲンで開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約署名 	
1981 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約発効 		
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年最終年世界会議をナイロビで開催 ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法の改正 ・男女雇用機会均等法公布 ・女子差別撤廃条約批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年福祉課を婦人青少年課に改称 ・新潟県婦人対策の方向策定(昭和60年度～70年度)
1987 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 	
1990 (平成2年)			<ul style="list-style-type: none"> ・婦人青少年課に婦人係を設置
1991 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人青少年課を女性児童課に改め、課内に女性政策推進室を設置 ・女性問題協議会を設置
1992 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・初の女性問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県婦人対策の方向を改定し、にいがたオアシス女性プランを策定
1993 (平成5年)			<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県女性財団設立
1994 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部、男女共同参画審議会設置 	
1995 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議を北京で開催 ・行動綱領及び北京宣言を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法の改正(介護休業制度の法制化) 	
1996 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連絡会議(えがりてネットワーク)発足 ・男女共同参画ビジョン及び男女共同参画2000年プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューにいがた女性プラン策定 ・民生部女性児童課を改組し、環境生活部に女性政策課を設置 ・新潟ユニゾンプラザ開館

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法改正 ・介護保険法公布 	
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布、施行 ・食料・農業・農村基本法公布 	
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・6月にニューヨークで女性2000年会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画策定 	
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 ・第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟・新しい波 男女平等推進プラン策定
2002 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例制定 ・県民生活・環境部男女平等社会推進課に改称 ・男女平等社会推進審議会設置 ・男女平等推進相談室開設
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回、5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 	
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正 	
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法改正 ・男女共同参画基本計画（第2次）策定 	
2006 (平成18年)			<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）策定